

平成 28 年 第 10 回 定例会議

# 教育委員会会議録

平成28年12月27日

羽島郡二町教育委員会

## 平成28年 第10回羽島郡二町教育委員会定例会会議録

平成28年12月27日(火)午後1時30分から、岐南町役場 2階 会議室2-3で開催した。

その要旨は次のとおりである。

1 本日の出席委員は、次のとおりである。

委員長	岩井弘榮
委員長職務代理	杉江正博
委員	久納万里子
委員	林潤美
委員(教育長)	宮脇恭顯

1 本日説明のため出席した者は、次のとおりである。

教育長(再掲)	宮脇恭顯
総務課長	松原和成
学校教育課長	森透
社会教育課長	飯田潤子

1 本日の書記

総務課長(管理監) 松原和成

1 本日の議案は次のとおりである。

### 協議題

- 1 人事異動の方針について
- 2 新年度予算の概要について
- 3 次回教育委員会定例会議の開催(案)について
- 4 その他

第2回羽島郡二町教育委員会運営協議会の開催について

委員長 年内最後の教育委員会であります。よろしく申し上げます。平成28年12月27日(火)午後1時30分、岐南町役場 2階 会議室2-3で平成28年第10回羽島郡二町教育委員会定例会議の開会を宣した。

議事日程により会期は本1日とする旨を会議に諮ったところ、異議なしと認め、会期は本日1日限りに決定した。

前回会議録の承認についての報告を求めた。

総務課長 前回会議録を朗読し報告をした。

委員長 同報告について質疑を求めたところ、質疑がなかったので「前回会議の承認について」は報告のとおり承認された旨を述べた。

続いて、教育長の報告を求めた。

## 1. はじめに

中学校の合唱祭を鑑賞した。合唱祭の合唱は、全員が指揮者を見て歌っていて、歌声、合唱する姿、指揮者とも実に見事だった。二学期制にして、後期の冬季休業前に三者懇談を位置づけているが、なかなか生徒の自身の区切りにならない現状があり、工夫が必要だと感じていたところだが、素晴らしい節づくりを工夫してくれた。3年生の生徒にとっては、一人一人と進路が決まり、凝集力が下がっていく時期である。数人の集団が他の学級の練習を見て練習に工夫加える姿など正にアクティブ・ラーニングである。不思議なもので、合唱祭が終わると、授業も生徒から質問が次々と出され活気づく。

金曜日に校門の前で美化運動をして挨拶をしてもらえる青少年健全育成推進員さんに対して、「いつもありがとうございます。お礼に私たちの学級の合唱を聞いてください。8時5分になったら中庭に来てください。聞いて下さって感想をお願いします。」と清掃とあいさつボランティアに来ていただいている人に聞いてもらって感想をねだる。その時の3年生の合唱に取り組む姿だった。合唱祭が終わってから岐南中学校3年生の姿が見たくて学校を訪問した。模擬裁判や数学の練習習熟の時間、保健体育でエイズの学習など集中して学んでいる姿を見てうれしかった。生徒の主体的で前向きな姿は生徒自身が作り出すものだ。係と担任の毎日の打ち合わせ、指揮者を褒め続けること、他の学級の取組の紹介、担任以外の教職員から褒めて貰うことなど、そのアクションをどのように起こすかの援助が必要だ。

## 2. いじめについて

12月21日の岐阜新聞に、「青森市のいじめ自殺事案で、青森県警は侮辱、名誉毀損の非行内容で生徒数人を児童相談所に通告した。」という記事が掲載された。生徒を「きもい」などと中傷したという。生徒の受けた傷は人によって異なるが、「きもい」という中傷が続けられることに、心を大きく傷つけられる生徒もいるという現実を認識する必要がある。12月の校長会に、かつて配布したいじめに関する資料を再度配って、学校での職員研修をお願いしたところである。1月の校長会にもう一度記事も紹介して取組を依頼したい。

「いじめ防止対策推進法(26/6/20)」、第4条、いじめの禁止「児童等はいじめを行ってはならない。」と規定されていることを児童生徒にくり返して伝えなければならない。また、25条は「校長及び教員による懲戒」について規定して、いて「教育上必要とすれば懲戒を加えることができる。」ことになっている。いじめをするような生徒は集団の一員として所属意識が醸成されるまで教室の机ふきや定時のゴミ拾いなどをさせることは可能となっていて、更正の

機会を設けることは問題ではない。一方では、第15条、「学校はすべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図らなければならない。」との規定が法文に整えられていることから、いじめ防止対策の一環としても充実させなければならない。資料1を用いて説明する。

- 1 定義（第三条）
- 2 いじめの禁止（第四条）
- 3 保護者の責務（第八条）
- 4 学校におけるいじめの防止（第十五条）
- 5 早期発見
- 6 いじめに対する措置（第二十三条）
- 7 校長及び教員による懲戒（第二十五条）
- 8 学校の設置者による措置（第二十四条）

警視庁生活安全局長通知 平成25年1月24日

- 1 学校におけるいじめ問題への対応に関する基本的な考え
- 2 少年相談活動
- 3 学校への相談活動の強化による情報の収集
- 4 把握したいいじめ事案への的確な対応

### 3. スマイル岐南・笠松の設置要綱の改正について

「不登校児童生徒への支援の在り方について」（通知）が平成28年9月14日に発出された。様々な努力がなされていても依然として高水準で推移していることを踏まえて、不登校児童生徒の支援に対する基本的な考え方、学校等の取組の充実、教育委員会の取組の充実について柱に通知された。結果として不登校になっている行為を「問題行動」と判断してはならない。不登校児童生徒が悪いという根強い偏見を払拭して、寄り添い共感的理解と受容の姿勢をもつことが重要であると述べている。今まで「適応指導教室」という用語を用いて設置要綱も「羽島郡適応指導教室『子どもサポートセンター』設置要綱」としてきたが、「適応指導」ということばは使われず、「教育支援」「教育支援センター」となっている。今までより広くセンターをとらえて、訪問型の支援、不登校の児童生徒の支援など不登校児童生徒の支援の中核となることが期待されている。今回は名称変更と、一部事業の拡大だけにして改正をしたいと思っている。議会に囑託の指導員等の待遇改善の質問があったが、運営協議会の議題としたい。資料2を用いて説明する。

### 4. 情報モラルのアンケート結果について

県から調査依頼のあった内容（抽出調査）のまま調査をかけてしまった。従って、全学校全学年1学級の抽出調査の結果としてしかまとめができなかった。中学校においては6分の1の数での実態把

握である。「いじめがあったか。」とか「被害をうけたことがあるか。」などの調査は当然全数調査だろうと考えて文書に目を通していなかった。結果は、まとめの資料のとおりである。メディアを通して被害にあったことが頻繁に報道されている。どの学校でもPTAや児童生徒を対象に講演会を開催して、そのモラルについて学んでいる。結果として、

- 保護者のフィルタリングをしなければという危機意識が高まり、小学校では新たにフィルタリングをしていただいたことが数値に表れている。
- 家庭で情報モラルやマナーについて保護者から話を聞いたことがある児童生徒が半数以上あって（中1のみ44%）、家庭で話し合いをしていただいている。
- 学年が上がっても自分の携帯電話を持つ割合が変わらない。買い与えない家庭は学年が上がっても持たせないようにされている。半数以上が持たせていないという実態がある。家庭での話し合いがきちんと行われているのだと思う。
- インターネット等を利用できるパソコンを持つ家庭は毎年少しずつ増えている。児童生徒も使っていると考えられるが、これがフィルタリングされているかどうか心配である。保護者の許可を得て使用するか自分の部屋に持ち込まないなどの約束が必要である。
- 携帯電話は学年を上がると前学年時より多く使うようになり、毎日使う児童生徒も増えている。中学校3年生では20%近くの生徒が毎日使っていることになる。
- 携帯電話は買い与える段階でフィルタリング、使う約束をきちんとしておくことが必要で、与えて後に行くことは大変難しい状況にある。
- 携帯電話を買い与えている家庭は、フィルタリングや約束づくりも行わず、家庭と一緒に食事や話し合いが行われておらず、テレビや携帯が相手になった生活になっていないか心配である。

与えない家庭は、その功罪を理解されていて、学年が上がっても家庭のパソコンを家族で共有するなどの方法をとられていると想像できる。一方買い与えてしまった場合は、その約束づくりに苦勞をされているのではないかと想像する。資料3を用いて説明する。

## 5. 平成29年度児童生徒数

12月9日現在の29年度児童生徒数をみると、岐南町は54人の増加、笠松町が17人の減少で全体では37人の増加となる。中学校も同様で、1年生は35人学級、2年生以上は40人学級編制である。1年生（35人学級編制）は210人、2年生（40人学級編制）は200人が境である。

羽島郡としては子どもの数は増えている。笠松町だけを見ると小学校は増える学校と減る学校で±0になり、中学校の分だけ減ることになる。岐南町を見るとどの学校とも増えている。

笠松小学校を見ると1年から3年は35人学級、4年以上は40人学級である。現在スレスレの学級である。

笠松中学校の1年生は35学級で、2年生は40学級の状況である。  
資料4を用いて説明する。

#### 6. 羽島郡適応指導教室「子どもサポートセンター」設置要綱の一部改正について

◎簡単に説明しますと適応指導とは、学校へ復帰する。学校へ適応するという考え方を、本人の自立を大前提にする。学校へ行かない場合もある。

① (改正前) 羽島郡適応指導教室「子どもサポートセンター」設置要綱を

(改正後) 羽島郡教育支援センター設置要綱に変える。

② 第3条 (名称及び位置)

(改正前) 子どもサポートセンター「スマイル岐南」を

(改正後) 岐南町教育支援センター「スマイル岐南」に変える。

③ (改正前) 子どもサポートセンター「スマイル笠松」を

(改正後) 笠松町教育支援センター「スマイル笠松」に変える。

④ 第4条 (事業)

(改正前) (1) 生徒等の適応指導に関すること。を

(改正後) (1) 不登校傾向にある生徒等への相談・指導。に変える。

⑤ 第4条

(追加) (3) 必要に応じて、中学校を卒業した者については、進路等に関して教育相談による支援を行うこと。を追加する。

⑥ 第7条 (対象者)

(改正前) センターで指導を受けることができる者は、次の各号いずれかに該当する者とする。を

(改正後) センターで支援を受けることができる者は、次の各号いずれかに該当する者とする。に変える。

⑦ 第8条 (通級申請)

(改正前) センターで指導を受けさせようとするときは、保護者はセンター通級願 (様式第1号) を校長を経て、教育委員会に提出するものとする。

(改正後) センターで相談・指導を受けさせようとするときは、保護者はセンター通級願 (様式第1号) を校長

を経て、教育委員会に提出するものとする。

⑧ 第9条（通級許可）

（改正前） 教育委員会は、前条の申出を受け、適応指導が必要であると認めた場合は、センター通級許可書（様式第3条）により校長又は保護者に通知する。

（改正後） 教育委員会は、相談・指導が必要であると認めた場合は、センター通級許可書（様式第3条）により校長又は保護者に通知する。

⑨（その他）附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

ご協議していただきたい。資料2を用いて説明する。

7. 平成28年度情報モラル調査結果（11月調査）

平成28年度調査は、小中学校とも学年1学級を抽出して調査をしました。下の表の数値は学年ごとの調査した総数である。以下の表の27年度調査の割合は全児童生徒を対象とした値である。（単位：人）

1. 家にインターネットにつながることができ、あなたが使えるパソコンは家にありますか。（調査した全数に占める割合）
2. 自分の携帯電話をもっていますか。（あると回答した調査した学年全数に対する割合）
3. あなたの携帯電話はフィルタリングをしていますか。
4. ホームページを見たり、メールやチャットをしたり、掲示板を使ったりオンラインゲームをしたりするために携帯電話をほぼ毎日使う。（ほぼ毎日使う人の携帯を持っている数に対する割合）
5. ほぼ毎日、携帯電話を使うと答えた児童生徒のうち一日に使う時間が3時間以上と回答した実数。
6. あなたの家では自分が使う通信型ゲーム機や携帯電話の使い方を決めていますか。（小4からは携帯電話のみの使い方について）
7. あなたは家庭で情報モラルや携帯電話のマナーについて話を聞いたことがありますか。
8. あなたは学校の授業（朝の会、帰りの会、学活やHRで）情報モラルや携帯電話のマナーについて勉強したことがありますか。
9. あなたはインターネットや携帯電話のメールやチャット、SNSなどで被害を受けたりいやな思いをしたことはありますか。
10. あなたは被害を受けたとき誰かに相談しましたか。
11. 被害は解決しましたか。
12. あなたはメール、チャット、SNSなどでいじめを受けたことがありますか。
13. あなたはいじめを受けたと感じた理由は何ですか。
14. いじめを受けたと感じた理由は何ですか。

資料3を用いて説明する。

8. 12月第四回議会定例会  
12月議会一般質問が終了した。

【笠松町】

- ① 長野議員の質問は  
・「岐阜県中小企業・小規模企業振興条例」第12条に規定される、学校での理解教育活動について

【岐南町】

- ① 木下議員の質問は  
「格差社会にみる社会的弱者への対応」  
・保健室にくる子どもが訴える症状の背景にあるものを見ていくことが必要だと考えるが如何お考えか。また、「学校の実態は。  
・保護者が子どもにつけない家庭の子どもの学習支援」について
- ② 黒瀬議員の質問は  
・岐阜県中小企業・小規模企業振興条例の制定の学校での理解教育活動」について
- ③ 渡邊議員の質問は  
・スマイル岐南の早朝からの運営と待遇改善について  
・中学校の部活に硬式テニス部の設置について

以上が報告である。

羽島郡教育支援センター設置要綱案（案）について、ご協議をお願いする。

委員 長	羽島郡教育支援センター設置要綱案（案）について、第4条の（3）の中学校を卒業した者について、進路等に関して教育指導による支援を行うが、どの様に何処までするのか。
教育 長	全国の今までの適応指導教室は、不登校達を集めてキャンプに行く、何処かで体験活動に出かける。お互いの人間関係を調整する必要がある。当郡二町ではほとんど行っていない。これからは少しずつでも行わなければならないと思う。
杉江 委員	子供達の生活に合わせた3部制の高校がありますが、このような形の生徒の進路などで少しは融通が利かないのですか。
教育 長	近辺では華陽フロンティアがあり、午前と中間と夜と二つを選択すると3年コース、一つの場合は4年コースである。去年、岐南中学校から華陽フロンティアに行った子達が、担任の指導もあるが、親とスマイルの指導員が相談に伺っている。
委員 長	第4条の（3）まで教育委員会では範囲を広げるのではなく、（4）にするか、（3）を柔らかい文面にした方がよい。
教育 長	（3）を削るか（3）を再度検討する。



委員長 審議を求めたが異議なしと確認し、教育委員会の承認とした。  
続いて、開議に入る旨を述べた。  
協議題 (1) 「人事異動の方針について」事務局に説明を求めた。

学校教育課長 協議題1

羽島郡二町教育委員会は、「岐阜県教職員定期人事異動方針」を受けて、次のように教職員定期人事異動の方針と重点を策定する。  
変更した教職員定期人事異動方針（小中学校）箇所である。

1. 一般教員（主幹教諭・指導教諭・教諭・養護教諭・栄養教諭）  
変更した定期人事異動実施要項（小中学校関係）箇所である。

1. 第14条の事務局職員の任用・配置
2. 第15条・第17条の一般教員の任用・配置
3. (1) 教諭の第20条について

資料2を用いて説明する。

委員長 何か質疑等はありませんか。質疑がなかったので、人事異動の方針を了承した。続いて

(2) 「新年度予算の概要について」、事務局に説明を求めた。

総務課長 協議題2

資料3により、平成29年度羽島郡二町教育委員会特別会計当初予算（案）の概要について、総務課長が説明した。

委員長 何か質疑等はありませんか。質疑がなかったので、平成29年度羽島郡二町教育委員会特別会計当初予算（案）を了承した。

続いて、(3) 次回教育委員会定例会議の開催（案）について、事務局に説明を求めた。

総務課長 協議題3

平成29年2月13日（月）午前9時30分から正午、岐南町中央公民館 1階 会議室で開催することに決定し、委員会において確認した。

委員長 何か質疑等はありませんか。質疑がなかったので、次回の定例会議について委員会で決定し確認した。

(4) 第2回羽島郡二町教育委員会運営協議会の開催について、事務局に説明を求めた。

委員長 協議題4 その他

第2回羽島郡二町教育委員会運営協議会の開催については、2月13日（月）午後1時30分から午後4時15分、岐南町中央公民館1階講義室で開催することに決定し、委員会において確認した。

委員長 以上で、全議題の審議が終了したので、平成28年第10回羽島郡二町教育委員会定例会を閉会する。

終了 午後2時55分

平成28年12月27日

委員長